

休眠預金等活用法にかかる預金の異動事由

当行では、以下の事由を休眠預金等活用法にもとづく異動事由として取り扱います。

(1) 普通預金、決済用普通預金

- ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込による払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと。(当行からの利子の支払にかかるものを除きます。)
- ② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと。(当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限りします。)
- ③ 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと。(この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告(以下、本項において「公告」といいます。)の対象となっている場合に限りします。)
 - A 公告の対象となる預金であるかの該当性
 - B 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- ④ 預金者等からの申し出にもとづく預金通帳の発行、記帳もしくは繰越があったこと。(記帳する取引が無かった場合を除きます。)
- ⑤ 預金者等からの申し出にもとづく次に掲げる契約内容または顧客情報の変更があったこと。
 - A 預金種別の変更(普通預金と決済用普通預金間の切替)
 - B 移管
- ⑥ 総合口座取引規定にもとづく他の預金について、前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと。

(2) 当座預金(一般当座用・個人当座用・専用約束手形口)

- ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込による払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと。(当行からの利子の支払にかかるものを除きます。)
- ② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと。(当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限りします。)
- ③ 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと。(この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告(以下、本項において「公告」といいます。)の対象となっている場合に限りします。)
 - A 公告の対象となる預金であるかの該当性
 - B 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- ④ 預金者等からの申し出にもとづく入金専用通帳の発行もしくは繰越があったこと。
- ⑤ 預金者等からの申し出にもとづく次に掲げる契約内容または顧客情報の変更があったこと。
 - A 移管

(3) 貯蓄預金、納税準備預金

- ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込による払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと。(当行からの利子の支払にかかるものを除きます。)
- ② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと。(当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限りします。)
- ③ 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと。(この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告(以下、本項において「公告」といいます。)の対象となっている場合に限りします。)
 - A 公告の対象となる預金であるかの該当性
 - B 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- ④ 預金者等からの申し出にもとづく預金通帳の発行、記帳もしくは繰越があったこと。(記帳する取引が無かった場合を除きます。)
- ⑤ 預金者等からの申し出にもとづく次に掲げる契約内容または顧客情報の変更があったこと。
 - A 移管

(4) 総合口座

- ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込による払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと。(当行からの利子の支払にかかるものを除きます。)
- ② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと。(当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限りします。)
- ③ 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと。(この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告(以下、本項において「公告」といいます。)の対象となっている場合に限りします。)
 - A 公告の対象となる預金であるかの該当性
 - B 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- ④ 預金者等からの申し出にもとづく預金通帳の発行、記帳もしくは繰越があったこと。(記帳する取引が無かった場合を除きます。)
- ⑤ 預金者等からの申し出にもとづく次に掲げる契約内容または顧客情報の変更があったこと。
 - A 移管
- ⑥ 総合口座取引規定にもとづく他の預金について、前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと。

(5) 通知預金

- ① 引出し、預入れ、その他の事由により預金額に異動があったこと。(当行からの利子の支払にかかるものを除きます。)

- ② 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと。(この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告(以下、本項において「公告」といいます。)の対象となっている場合に限ります。)
 - A 公告の対象となる預金であるかの該当性
 - B 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
 - ③ 預金者等からの申し出にもとづく預金通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと。(記帳する取引が無かった場合を除きます。)
 - ④ 預金者等からの申し出にもとづく次に掲げる契約内容または顧客情報の変更があったこと。
 - A 移管
 - ⑤ 通知預金通帳内の各通知預金について、前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと。
- (6) 積立定期預金、マイプラネット、期日指定定期預金、スーパー定期預金、新型スーパー定期預金「五つ星」、変動金利定期預金、大口定期預金
- ① 引出し、預入れ、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと。(当行からの利子の支払にかかるものを除きます。)
 - ② 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと。(この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告(以下、本項において「公告」といいます。)の対象となっている場合に限ります。)
 - A 公告の対象となる預金であるかの該当性
 - B 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
 - ③ 預金者等からの申し出にもとづく預金通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと。(記帳する取引が無かった場合を除きます。)
 - ④ 預金者等からの申し出にもとづく次に掲げる契約内容または顧客情報の変更があったこと。
 - A 移管
 - ⑤ 総合口座取引規定にもとづく他の預金、積立定期預金通帳および定期預金通帳内の各定期預金について、前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと。
- (7) 定期積金
- ① 引出し、預入れ、その他の事由により預金額に異動があったこと。(当行からの利子の支払にかかるものを除きます。)
 - ② 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと。(この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告(以下、本項において「公告」といいます。)の対象となっている場合に限ります。)
 - A 公告の対象となる預金であるかの該当性
 - B 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
 - ③ 預金者等からの申し出にもとづく預金通帳の発行、記帳もしくは繰越があったこと。(記帳

する取引が無かった場合を除きます。)

- ④ 預金者等からの申し出にもとづく次に掲げる契約内容または顧客情報の変更があったこと。

A 移管

(8) 別段預金

- ① 引出し、預入れ、その他の事由により預金額に異動があったこと。(当行からの利子の支払にかかるものを除きます。)

- ② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと。(当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限り。)

- ③ 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと。(この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告(以下、本項において「公告」といいます。)の対象となっている場合に限り。)

A 公告の対象となる預金であるかの該当性

B 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地

- ④ 預金者等からの申し出にもとづく次に掲げる契約内容または顧客情報の変更があったこと。

A 移管

(9) 非居住者円普通預金

- ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込による払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと。(当行からの利子の支払にかかるものを除きます。)

- ② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと。(当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限り。)

- ③ 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと。(この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告(以下、本項において「公告」といいます。)の対象となっている場合に限り。)

A 公告の対象となる預金であるかの該当性

B 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地

- ④ 預金者等からの申し出にもとづく預金通帳の発行、記帳もしくは繰越があったこと。(記帳する取引が無かった場合を除きます。)

- ⑤ 預金者等からの申し出にもとづく次に掲げる契約内容または顧客情報の変更があったこと。

A 移管

(10) 非居住者円定期預金

- ① 引出し、預入れ、その他の事由により預金額に異動があったこと。(当行からの利子の支払にかかるものを除きます。)

- ② 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと。(この預金が

休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り、

A 公告の対象となる預金であるかの該当性

B 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地

③ 預金者等からの申し出にもとづく預金通帳の発行、記帳もしくは繰越があったこと。（記帳する取引が無かった場合を除きます。）

④ 預金者等からの申し出にもとづく次に掲げる契約内容または顧客情報の変更があったこと。

A 移管